

伊勢原市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が参加する催物又は行事等（以下「催事等」という。）において、市民が心肺停止状態に陥ったときに迅速な救命処置を実施することができるようにするため、催事等の主催者に対し、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出条件)

第2条 AEDは、次の各号に該当する場合に貸し出すものとする。

- (1) 市民を主な対象とする催事等であること。
- (2) 催事等の参加者がおおむね10名以上であること。
- (3) 主催者団体に普通救命講習又はAED使用に必要な講習を修了した者がいること。
- (4) 貸出期間は、催事等の開催期間及びその前後2日とする。

(申請手続)

第3条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の6箇月前から7日前までに伊勢原市自動体外式除細動器借用申請書（第1号様式）により消防長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第4条 消防長は、前条の規定による申請があり、審査の結果、貸出しの可否を決定したときは、伊勢原市自動体外式除細動器貸出承諾（不承諾）通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

(借用書の提出)

第5条 AEDの貸出しを受ける者（以下「借受人」という。）は、あらかじめ伊勢原市自動体外式除細動器借用書（第3号様式）を消防長に提出するものとする。

(費用負担)

第6条 AEDの貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬及び使用に要する費用は、借受人の負担とする。

- 2 貸出期間中、救命処置活動の実施に際し使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

(損傷・亡失等の報告)

第7条 借受人は、貸出期間中にAEDを損傷させ、又は亡失したときは、伊勢原市自動体外式除細動器損傷・亡失報告書（第4号様式）を速やかに消防長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 借受人は、AEDを故意又は重大な過失により破損し、又は亡失したときは、消防長の指示に従い、自己の負担においてこれを補償しなければならない。

(返還)

第9条 消防長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であってもAEDの返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者住所

氏名

電話

伊勢原市自動体外式除細動器借用申請書

貸出希望期間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使用場所		
催物又は行事	開催目的	
	催物名	
	団体名	
	開催日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
	開催場所	
	参加人員	
※ 受付日及び受付者名 年 月 日 氏名		※ 備考

※欄は記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

伊勢原市消防長



伊勢原市自動体外式除細動器貸出承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請のありました自動体外式除細動器の貸出しについて、
次のとおり承諾します。
承諾しません。

貸出機器	機種名（ 製造番号（
貸出期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
貸出（返却）管理	
※ 貸出日時	年 月 日（ ） 担当者名
※ 返却日時	年 月 日（ ）
※ 備考	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

住所

氏名

電話

伊勢原市自動体外式除細動器借用書

私は、次のとおり伊勢原市消防長から自動体外式除細動器の貸出しを受けます。

1 貸出しを受ける機器

(1) 機種名 ()

(2) 製造番号 ()

2 貸出しを受ける期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 遵守事項

- (1) 営利を目的とした催物又は行事で自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を使用しません。
- (2) 催物又は行事の開催期間中、普通救命講習又はAED使用に必要な講習を修了した者を配置します。
- (3) AEDを常に良好な状態で保管し、使用します。
- (4) AEDを転貸し、又は譲渡しません。
- (5) AEDを損傷させ、又は亡失させたときは、相当額をもって弁償します。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

住所

氏名

電話

伊勢原市自動体外式除細動器損傷・亡失報告書

損傷・亡失した機種	機種名（ ） 製造番号（ ）
発生日時	年 月 日（ ） 時 分 ころ
発生場所	
発生原因	
損傷・亡失に至った経緯	

注) 損傷・亡失に至った経緯をできるだけ詳細に書いてください。